

四街道市農業経営基盤の強化の 促進に関する基本的な構想

令和 5 年 9 月

四 街 道 市

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な目標・・・・・・・・・・	1
1	本市農業の現状・・・・・・・・・・	1
2	本市農業の課題・・・・・・・・・・	1
3	四街道市農政展開の基本的な考え方・・・・・・・・・・	3
4	農業経営基盤の強化の促進に向けた取組の方向・・・・・・・・・・	4
5	効率的かつ安定的な農業経営体の育成に関する支援の方向・・・・	5
6	新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成の方向・・・・	8
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等 に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標・・・	10
第3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等 に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等 が目標とすべき農業経営の指標・・・・・・・・・・	21
第4	農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備、その他支 援の実施に関する事項・・・・・・・・・・	23
1	農業を担う者の確保及び育成の考え方・・・・・・・・・・	23
2	市が主体的に行う取組・・・・・・・・・・	23
3	関係機関の連携・役割分担の考え方・・・・・・・・・・	24
4	就農希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための 情報収集・相互提供・・・・・・・・・・	25
第5	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集 積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する 事項・・・・・・・・・・	26
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の 集積に関する目標・・・・・・・・・・	26
2	その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項・・・・・・	26
第6	農業経営基盤強化促進事業に関する事項・・・・・・・・・・	28

1	第18条第1項の協議の場の設置方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・	28
2	利用権設定等促進事業に関する事項・・・・・・・・	29
3	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項・・・・・・・・	36
4	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等・・・・・・・・	40
5	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項・・・・・・・・	41
6	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項・・・・・・・・	41
7	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項・・・	42

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な目標

1 本市農業の現状

四街道市（以下「市」という。）は、千葉県北部に位置し、北東は佐倉市に、南西は千葉市に接しており、面積は34.52㎢である。

本市の農業は、冬は暖かく夏は涼しい温暖な気候条件のもとで、緑豊かな土地資源に恵まれ、都市近郊農業の形態を保持しつつ様々な農産物が生産されてきた。

この農業生産を担っている農業構造を見ると、令和2年の農家所得の50%以上が農業所得である主業農家の割合は15.1%であり、農業依存度の低い農家の割合が多く、その兼業の内容も安定的勤務が大半を占めている。

2 本市農業の課題

(1) 農業構造のぜい弱化への対応

高齢化の進展や後継者の不足等による農業従事者の大幅な減少という、近年の我が国農業が抱える構造的な問題に市も直面している。平成22年に341戸あった販売農家数は、令和2年には226戸と115戸も減少した一方で、基幹的農業従事者のうち65歳以上の高齢者の占める割合は42%（平成18年度農業センサスより）から71%（令和2年度農業センサスより）へと増大している。

このような農業労働力の減少に加え、今後懸念される優良農地の遊休化、さらには自然環境や国土の保全、水源かん養などの農業が持つ多面的機能の低下を回避するためには、地域農業の中心となる担い手の育成・確保を進め、それらが農業生産の相当部分を担っていくような農業構造の確立が必要である。

(2) 人口減少や高齢化の進展による集落機能の低下への対応

農村は、食料供給に加え、自然環境の保全等かけがえのない多面的機能を有しており、また、人々の価値観が心のゆとりや豊かな暮らしを求める方向に変化する中で、美しい景観や豊かな自然のある農村への期待は大きくなっている。

しかしながら、農村の人口減少や高齢化の進展により、生産活動や集落としての機能が低下し、荒廃農地や野生鳥獣による生産物への被害が拡大しており、緑豊かな景観や伝統文化など農村の魅力的な資源を発掘・活用し、農村の活性化を図っていくことが求められる。

(3) 農業のグローバル化への対応

経済社会のグローバル化に伴い、幅広い分野において、人やモノ、情報などの交流が世界的規模で拡大している。中でも貿易の分野では、平成 30 年 12 月に T P P 11 協定、令和 4 年 1 月に R C E P 協定が発効されるなど、経済のグローバル化が一層進展している。

安価な輸入農産物の増加による国産品価格の低迷、さらには産地間競争の激化という困難な状況にあって、市農業の持続的な発展を目指すためには、付加価値の高い、より高く売れる農産物の生産が求められている。

このため、生産現場の体質の強化・生産性の向上、付加価値の向上等が求められる。また、市の強みを生かした戦略的なプロモーション等に取り組む必要がある。

(4) デジタル社会の進展への対応

人口減少社会に入り、産業競争力の強化や地域社会の活力低下が懸念されており、デジタル技術の活用による産業の社会の変革は極めて重要な課題となっており、農業分野においても、生産性を向上させ、農業を成長産業にしていくためには、デジタルトランスフォーメーションを実現することが求められる。

(5) 頻発する自然災害や家畜伝染病への対応

地球温暖化などをはじめとする気候変動の影響により、全国各地で記録的な豪雨や台風等が頻発し、農業の持続性を脅かす重大なリスクの一つとなっている。

今後も、気候変動による自然災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、農業施設の防災機能の強化等が求められている。

また、近年、高病原性鳥インフルエンザが相次いで発生しており、畜産業に甚大な被害を及ぼしている。さらに、口蹄疫の国内への侵入リスクも高まっていることから、家畜伝染病の発生及びまん延防止のため、防疫対策を徹底する必要がある。

(6) 新型コロナウイルス感染症の拡大やロシアによるウクライナ侵略などによる社会経済活動の変化への対応

新型コロナウイルス感染症の拡大により、農林分野や食品産業分野においては、外出自粛や輸出停滞による需要減少に伴う価格下落など、大きな影響を受けた。さらには、食料輸出国による輸出規制や米・パスタ、冷凍食品などの品目で一時欠品が発生したことや、ロシアによるウクライナ侵略などの影響による原油や原材料等の価格高騰を受け、食料の安全保障に対して強い関心が寄せられている。

一方、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、地方への移住に対する関心の高まりとともに、人の流れに変化の兆しが見られるなど、国民の意識・行動に大きな変化が生じており、市農業においてもこれらの変化に対応する必要がある。

(7) 国内外におけるSDGsや環境への関心の高まり

平成 27 年の国連サミットにおける「持続可能な開発目標（SDGs）」の採択以降、SDGs への関心は世界的に高まっており、それとともに、SDGs に対する国内の取組も官民を問わず、着実に広がっている。

また、近年、食料の安定供給・農林業の持続的発展と地球環境の保全との両立が強く指摘されている。自然や生態系の持つ力を巧みに引き出して行われる食料生産・農林業において、その活動に起因する環境負荷の軽減を図り、豊かな地球環境を維持することは、生産活動の持続的な展開に不可欠であり、次世代に向けて市も取り組まなければならない重要かつ緊急の課題となっている。

3 四街道市農政展開の基本的な考え方

上記 2 で示した本市農業が直面する課題の解決に向け、以下の 4 つの取組を総合的に進めることで、厳しい状況にある経営環境の改善を図り、力強く、未来につなぐ本市農業を展開する。

(1) 次世代を担う人材の育成と確保

本市農業をけん引する経営体を育成するため、千葉県等の関係機関と連携し、農業経営体法人化や地域計画の策定、担い手への農地の集積・集約化・雇用導入に向けた取組を支援する。

さらに、市内外からの新規就農者等の確保定着、就農などの相談体制の整備、就農資金等の活用促進などに取り組む。

(2) 農業の成長力の強化

収益力向上のために、機械・施設整備への支援、既存水利施設の長寿命化対策等による安定的な農業用水の確保やほ場の整備を進め、生産性の向上やコストの削減などの取組を促進するとともに、更なる作業の省力化や生産向上につながるスマート農業について、農業者が自らの経営に合った技術を導入できるよう、情報提供、機械等の導入支援を行う。

また、優良農地の確保と荒廃農地の発生防止・解消のため、農地制度の適切な運用や地域の話合いに基づく農地の集積・集約化、最適な土地利用の推進に取り組む。

(3) 地域の特徴を生かした農村の活性化

農村の将来を担う多様な人材の定着促進に向け、交流人口の拡大を図るとともに、農村が持つ多面的機能を維持・発揮するための地域住民等による活動を支援する。

また、多様な経営体の所得確保に向けて、地域特性を生かした経営モデルの提示や、集落での営農組織の育成支援などを行うとともに、6次産業化等に取り組む農業者への支援など、地域資源に価値を加える取組を進める。

(4) 災害等への危機管理の強化

農村の安全・安心な暮らしや農業者の安定した経営を実現するため、農業者の経営リスク低減に向けた取組を推進するとともに、被害が発生した際は、千葉県等の関係機関と連携し、農業施設等の早期復旧を図る。

また、被害拡大が懸念される病害虫の蔓延や、千葉県内で未発生 of 病害虫や外来生物の侵入に対し、定着・拡大の防止に向けた防疫対策を千葉県等関係機関と連携し推進する。

4 農業経営基盤の強化の促進に向けた取組の方向

本市農政展開の基本的な考え方に即して各種施策を展開し、本市農業・農村の持続的な発展を図っていくためには、効率的かつ安定的な農業経営体が農業生産の相当部分を担うような農業構造に転換していくことが必要である。

そのため市では、本基本構想において目指すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにするとともに、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積や経営の合理化をはじめとする農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講じる。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

人々が農業を魅力とやりがいのある職業として選択し、意欲を持って取り組んでいくためには、農業に従事することで、地域における他産業と比較して遜色のない労働条件と収入を得られることが必要である。

そこで本市においては、地域における他産業従事者並みの年間労働時間（主たる従事者1人当たり1,800～2,000時間程度）を維持しつつ、他産業従事者並みの生涯所得を可能とする年間農業所得（主たる従事者1人当たり520万円程度）を実現し得る農業経営を行う者の確保・育成に努める。

年間労働時間	主たる従事者1人当たり1,800～2,000時間程度
年間農業所得	主たる従事者1人当たり520万円程度

(2) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者の確保・育成に向けた取組

効率的かつ安定的な農業経営の確保・育成に資するよう、農地の集約化に重点をおいて、生産の効率化等に向けた利用関係（農作業受委託を含む）の再構築を通じて目指す具体的な農地の効率的・総合的な利用の姿を示した「目標地図」を含む「地域計画」の作成を進めるとともに、機械や施設設備に向けた事業や融資の活用、経営管理の高度化や安定的な雇用の確保、円滑な経営継承等の効果が期待される法人化を推進する。

また、地域においては、効率的かつ安定的な農業経営を目指す農家のほかにも、小規模な兼業農家や土地持ち非農家などが存在し、それらが相互に支え合い、地域農業の維持・発展を図っていくことが重要である。

そのため、地域農業のあり方について集落・地域で話し合い、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への農地の集約化等に関する将来方針を作成する「地域計画」の策定を促進する。

また、市では活力ある農村づくりに向け、農業者の約4割を占め、重要な担い手である女性農業者、知識と経験を生かして積極的に生産や地域活動に参加していくことが期待される高齢者や障害者等を初めとする多様な主体が、農業経営や地域社会の活動に主体的に参画できるような環境の整備を進めるとともに、地域住民自らが緑豊かな景観や伝統文化など農村の魅力的な資源を発掘・活用できるよう支援を行っていく。

さらに、農業・農村が持つ、自然環境や国土の保全、水源のかん養などの多面的機能の重要性について都市住民の理解を深めていくことは、今後の農業・農村の持続的な発展のためにも不可欠であることから、農産物の産地直接販売、グリーンツーリズムの推進など、都市と農村との交流の活性化を図っていく。

5 効率的かつ安定的な農業経営体の育成に関する支援の方向

(1) 農用地の流動化に係る支援

規模の大きく、生産性の高い農業経営の育成のためには、地域ぐるみで農業振興に取り組む体制の中で、所有権移転や賃貸借のほか、農作業の受委託といった幅広い形で、高齢化や他産業への就職などによって農業経営を縮小しようとする農家等からその保有する農地を、意欲と能力のある農家へ提供してもらうよう誘導する。

①利用権設定等の推進

農地の利用について、集落段階の話し合いを推進するとともに、規模拡大に意欲のある者を明確にし、その者に利用権設定等促進事業や農地中間管理事業を活用し、農地の利用集積を促進する。

また、遊休農地や遊休地化すると見込まれる農地については、農地中間管理事業の

活用を図る。

②農作業受委託の推進

農家の労働力、機械装備その他の事情に応じた権利移動に至らない段階において、できる限りその所有と利用の有効な結合が図られるよう、農作業の受委託を組織的に推進する。

また、地域及び作目ごとの事情に応じて部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには、利用権の設定へ移行するよう誘導する。

(2) 資金融資に係る支援

借入れ金利の低い農業制度金融の活用の普及推進と、農業協同組合等関係機関と協調し融資実行の迅速化を図る。

(3) 補助労働力の確保等に係る支援

農業経営体を労働力の面から支援するため、地域における労働力のあっせんや作業委託のあっせん等の労働力調整システムの整備を推進する。

また、畜産部門においては、定期休暇等の取得が困難な状況にあるため、ヘルパー制度の充実強化を図る。

(4) 認定農業者に対する支援

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下、「法」という。）第 12 条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用をこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象としたほ場整備事業等の実施に当たっても、当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

なお、農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を行うことにより再認定を図ることとする。

(5) 農業経営体間の連携に係る支援

経営の単一化等により、有機質肥料の施用が減り、地力が低下しているが、畜産農家と耕種農家との堆きゅう肥利用の組織化（耕畜連携）を図り、合理的、定期的な畜産廃棄物利用を進めることにより堆きゅう肥の利用を推進し地力増強を図る。

また、畜産における生産コストの低減、経営体質の強化のため飼料作物の畜産農家への流通を図る。

(6) 農業経営体の資質の向上に係る基本的な推進方向

効率的かつ安定的な農業経営体の育成・強化を図るためには、経営体の資質の向上が不可欠であり、次により資質の向上を図る。

《資質向上のための主な推進内容》

項 目	主な資質向上の項目	主な推進内容
生産の強化	①新生産方式の導入・開発 ②新商品等の開発	☆新技術の研修 ☆研究活動の助長 ☆異業種交流の助長
販売の強化	①流通・販売力の強化 ②高付加価値化 ③販売ネットワークシステムの強化	☆企業・市場派遣研修 ☆異業種交流・研究活動助長 ☆流通組織・消費者等とのネットワークワーキング活動の助長
財務管理の徹底	①記帳管理能力の向上 ②税務管理能力の向上	☆財務関係の研修
人材育成	①雇用管理能力の向上 ②人材育成能力の向上 ③マネジメント能力の向上 （情報・土地・資本・資産・労働の組合せ能力や交渉力等）	☆経営体における人材育成活動の助長 ☆サブリーダー等の能力開発の支援

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成の方向

(1) 新規就農者の現状

近年の新規就農者は新規学卒の農家子弟ばかりでなく、他産業に従事した後に就農する農家子弟や非農家からの新規参入者が増加するなど多様化しており、それに伴い就農形態も自家農業の継承だけでなく、新たな部門を起こす場合や、新たに農地等を確保して就農する場合、さらには農業法人等へ就業するなど多様化している。

市では、過去3年間の新規就農者は各年平均2名程度であり、農業者全体の人数は減少する一方となっている。今後、農産物生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成すべき人数の目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

市では、千葉県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた新規就農者数年間450人を踏まえ、毎年2人以上の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を5年間で1法人以上増加させる。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営に関する目標

市及びその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間労働時間（主たる従事者1人当たり1,800時間～2,000時間）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（主たる従事者1人当たり270万円程度）を目標とする。

年間労働時間	主たる従事者1人当たり1,800時間～2,000時間程度
年間農業所得	主たる従事者1人当たり270万円程度

(4) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に向けた市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくために、就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかな支援を行っていくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会等による紹介、技術・経営面については、県農業事務所や認定農業者会と連携して指導を行っていく。

また、国の交付金制度や雇用条件・労働環境の改善に向けた取組を支援する県の助成制度などの活用を促進し、新規就農希望者の円滑な就農への支援を行う。

これらの取組を通じて確保された担い手に対し、農業経営の段階に合わせ、経営能力の向上を支援し、地域の農業を支える担い手として育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

(5) 地域ごとに推進する取組

本市では、地域における農業生産の現状や実現の可能性を踏まえ、県、市、農業協同組合、生産者等が連携し、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農準備から定着までを一貫して支援するサポート体制の構築を進めながら、新たな担い手が地域に定着できる農業経営の実現を支援する。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

農業経営の大多数を占める家族経営が次世代へ向け継続的に発展していくことを目指し、第1で示した主たる従事者の所得520万円程度に加え、後継者等の一定所得を可能とする年間農業所得（1経営体当たり750万円程度）を確保し得るモデル的な農業経営の指標として、本市における主要な営農類型を例示すると以下のとおりである。

また、主たる従事者1人当たりの所得520万円程度を確保し得るモデル的な組織経営体の農業経営の指標を併せて例示する。

【個別経営体】（家族経営）

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
水稻専作	水田 19ha うち自作地 3ha うち借入地 16ha 作業受託（3 作業＋畦塗り） 9ha 労働力 家族 2 名（主たる従事者 1 名） 雇用 1 名	所得 760 万円 労働時間 3,892 時間 家族労働 3,309 時間 雇用労働 583 時間	[資本装備] ・トラクター(ホイール) 30ps 1 40ps 1 ・ドライブハロー 2.4m 1 ・畦塗り機 1 ・播種機 200 箱/時 1 ・施肥田植機 6 条 1 ・自脱型コンバイン 4 条 1 ・乾燥調製施設 20ha 規模 ・トラック 2t 1 軽 1 ・フォークリフト 2t 1 ・パイプハウス 50 坪 4 ・車庫・倉庫 [技術内容] ・移植栽培 ・収穫を考えた計画的な作付け ・省力技術・スマート農業機械等の導入	・長期間安定借地 ・圃場の団地化 ・圃場管理システム等のスマート農業の実践 ・パソコンなどの活用による経営・労務管理	・休日制の導入 ・月給制の導入 ・各種保険加入 ・雇用導入 ・家族経営協定の締結
【算定根拠】 農業粗収入 2,670 万円 — 農業経営費 1,910 万円 = 農業所得 760 万円 1 品目（作型・品種） ※飼料用米交付金 113 千円/10a 主食用米 9ha 4 所得率 25.0% ふさこがね 4ha 5 単位規模当たりの労働時間 13.9 時間/10 a コシヒカリ 5ha 6 時間当たり雇用労賃 1,100 円 飼料用米 10ha(区分管理) 7 借入地面積 16ha 2 生産量 8 10 a 当たり地代 11,000 円 主食用米：46,980kg（522kg/10 a） 9 受託作業料金 68,685 円 飼料用米：63,000kg（630kg/10 a） 3 単価 主食用米：183 円/kg 飼料用米：10 円/kg					

【組織経営体】（3戸の共同経営体）

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
水稻専作	水田 30ha うち自作地 10ha うち借入地 20ha 作業受託 (3 作業＋畦塗り) 30ha 労働力 4 名 (主たる従事者 3 名、補助 1 名)	所得 1,625 万円 労働時間 6,570 時間 基幹労働 5,584 時間 補助労働 986 時間	[資本装備] ・トラクター(ホイール) 30ps 1 40ps 1 ・ドライブハロー 2.8m 1 3.1m 1 ・畦塗り機 1 ・播種機 200 箱/時 1 ・施肥田植機 6 条 2 ・自脱型コンバイン 4 条 2 ・乾燥調製施設 40ha 規模 ・トラック 2t 1 軽 2 ・フォークリフト 2t 1 ・パイプハウス 50 坪 4 ・車庫・倉庫 [技術内容] ・移植栽培 ・収穫を考えた計画的な作付け ・省力技術・スマート農業機械等の導入	・長期間安定借地 ・圃場の団地化 ・圃場管理システム等のスマート農業の実践 ・パソコンなどの活用による経営・労務管理	・休日制の導入 ・月給制の導入 ・各種保険加入
【算定根拠】					
農業粗収入 ー 農業経営費 = 農業所得 (主たる従事者 1 人当たり)					
4,926 万円 3,301 万円 1,625 万円 541 万円					
1	品目 (作型・品種)	5	単位規模当たりの労働時間		
	ふさがね 10ha		13.9 時間/10 a		
	ふさおとめ 10ha	6	借入地面積		
	コシヒカリ 10ha		20ha		
2	生産量	7	10 a 当たり地代		
	156,600kg (522kg/10a)		11,000 円		
3	単価	8	受託作業料金		
	183 円/kg		68,685 円		
4	所得率 33.0%				

【個別経営体】（家族経営）

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
落花生 ＋ 水稻	畑 1.5ha 水田 9ha うち自作地 1ha うち借地 8ha 作業受託 (3 作業＋畦塗り) 9ha 労働力 家族 2 名 (主たる従事者 1 名)	所得 763 万円 労働時間 3,358 時間 家族労働 3,358 時間	[資本装備] ・トラクター(ホイール) 25ps 1 ・ロータリ 1.4m 1 ・ドライブハロー 2.4m 1 ・畦塗り機 1 ・施肥田植機 6 条 1 ・自脱型コンバイン 4 条 1 ・マニュアルレタダ 1.2t 1 ・フロントローダ 250kg 1 ・ライムソーワ 1.4m 1 ・管理機 6ps 1 ・動力噴霧器 ・堀取り機 ・脱莢機 ・軽トラック 1 ・車庫・倉庫 [技術内容] ・移植栽培 ・播種マルチ機の導入 ・収穫を考えた計画的な作付け	・長期間安定借地 ・圃場の団地化 ・パソコンなどの活用による経営・労務管理 ・栽培管理記録	・休日制の導入 ・月給制の導入 ・各種保険加入 ・家族経営協定の締結
【算定根拠】					
農業粗収入 1,888 万円		－	農業経営費 1,138 万円	=	農業所得 750 万円
1	品目（作型・品種） 千葉半立 1.0ha コシヒカリ 5.0ha	ふさおとめ 4.0ha	5	単位規模当たりの労働時間 落花生 60 時間/10 a 水稻 13.9 時間/10 a	
2	生産量 落花生 5,130kg (342kg/10a) 水稻 46,980kg (522kg/10a)		6	借入地面積 水田 8ha	
3	単価 落花生 800 円/kg 水稻 183 円/kg		7	10a 当たり地代 11,000 円	
4	所得率 落花生 73% 水稻 25%		8	受託作業料金 68,685 円	

【個別経営体】（家族経営）

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
露地野菜専作 （さといも さつまいも だいこん にんじん）	畑 2.5ha 労働力 家族 3名 （主たる従事者1名）	所得 778万円 労働時間 4,736時間 家族労働 4,736時間	[資本装備] ・トラクター ・管理機 ・は種機 ・動力噴霧機 ・マルチ同時消毒機 ・マルチ同時播種機 ・肥料散布機 ・イモ類収穫機 ・にんじん収穫機 ・トラック ・作業舎 ・にんじん洗浄機 ・イモ洗浄機 [技術内容] ・適正な品目構成 ・土壌分析による合理的な施肥 ・優良種いもの導入 ・作業の省力化、平準化 ・高度な栽培技術による高品質多収	・畑かん施設の整備と利活用 ・パソコンなどの活用による経営・労務管理	・休日制の導入 ・月給制の導入 ・各種保険加入 ・家族経営協定の締結
【算定根拠】					
農業粗収入 1,951万円 — 農業経営費 1,173万円 = 農業所得 778万円					
1 品目（面積）					
早生里芋 40 a 秋冬人参 40 a 4 所得率 早生里芋 43%					
春大根 50 a 秋冬大根 50 a 春大根 29%					
さつまいも 150 a さつまいも 42%					
2 生産量 秋冬人参 45%					
早生里芋 8,800 kg 2,200kg/10a 秋冬大根 36%					
春大根 32,500 kg 6,500kg/10a 5 単位規模当たりの労働時間					
さつまいも 42,000 kg 2,800kg/10a 早生里芋 168時間/10a					
秋冬人参 18,000 kg 4,500kg/10a 春大根 182時間/10a					
秋冬大根 41,500 kg 8,300kg/10a さつまいも 131時間/10a					
3 単価 秋冬人参 146時間/10a					
早生里芋 333円/kg 秋冬人参 115円/kg 秋冬大根 121時間/10a					
春大根 82円/kg 秋冬大根 63円/kg					
さつまいも 220円/kg					

【個別経営体】（家族経営）

営農類型	規模	所得及び 労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
施設野菜 (いちご) + 露地野菜 (ごぼう、 さといも)	ハウス 2,500 m ² 畑 1.0ha 労働力 家族 3.5 名 (主たる従事 者 1 名)	所得 758 万円 労働時間 6,914 時間 家族労働 6,914 時間	[資本装備] ・ハウス 2,500 m ² ・暖房機 1 ・かん水設備 一式 ・トラクター 25ps 1 ・畦立機 1 ・動力噴霧機 1 ・管理機 1 ・トラック 2t 1 ・作業舎 ・イモ収穫機 1 ・ごぼう収穫機 1 [技術内容] ・育苗技術の改善 ・防除対策技術の確立 ・土壌分析による合理的な施肥 ・土づくり ・食味の向上 ・高度な栽培技術による高品質多収	・パソコンなどの活用による経営・労務管理 ・消費宣伝による販売促進	・休日制の導入 ・月給制の導入 ・各種保険加入 ・作業強度の軽減 ・家族経営協定の締結
【算定根拠】					
農業粗収入 ー 農業経営費 = 農業所得 1,936 万円 1,178 万円 758 万円					
1 品目 (面積)			4 所得率		
いちご 25 a			いちご 33%		
ごぼう 80 a			ごぼう 57%		
早生里芋 20 a			早生里芋 43%		
2 生産量			5 単位規模当たりの労働時間		
いちご 7,500 kg 3,000kg/10a			いちご 2,225 時間/10 a		
ごぼう 17,600 kg 2,200kg/10a			ごぼう 127 時間/10 a		
早生里芋 4,400 kg 2,200kg/10a			早生里芋 168 時間/10 a		
3 単価					
いちご 1,800 円/kg					
ごぼう 250 円/kg					
早生里芋 333 円/kg					

【個別経営体】（家族経営）

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
施設野菜 （半促成トマト ＋ 抑制キュウリ） ＋ 露地野菜 （ごぼう）	ハウス 2,000 m ² 畑 120 a 労働力 家族 3 名 （主たる従事者 1 名）	所得 753 万円 労働時間 5,660 時間 家族労働 5,660 時間	〔資本装備〕 ・鉄骨ハウス 2,000 m ² ・暖房機 1 ・かん水設備 一式 ・防除機 1 ・トラクター 25ps 1 ・洗浄機 1 ・管理機 1 ・トラック 2t 1 ・作業舎 〔技術内容〕 ・土壌分析による合理的な施肥 ・土づくり ・作業の省力化、平準化 ・ニーズに合わせた品種構成 ・高度な栽培技術による高品質多収	・パソコンなどの活用による経営・労務管理 ・消費宣伝による販売促進	・休日制の導入 ・月給制の導入 ・各種保険加入 ・作業強度の軽減 ・家族経営協定の締結

【算定根拠】

農業粗収入 1,834 万円 － 農業経営費 1,081 万円 ＝ 農業所得 753 万円

1 品目（面積）			4 所得率	
トマト 20 a			トマト 28%	
きゅうり 20 a			きゅうり 34%	
ごぼう 120 a			ごぼう 57%	
2 生産量			5 単位規模当たりの労働時間	
トマト 16,000 kg	8,000kg/10a		トマト 1,019 時間/10a	
きゅうり 16,000 kg	8,000kg/10a		きゅうり 1,049 時間/10a	
ごぼう 26,400 kg	2,200kg/10a		ごぼう 127 時間/10a	
3 単価				
トマト 234 円/kg				
きゅうり 500 円/kg				
ごぼう 250 円/kg				

【個別経営体】（家族経営）

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
果樹専作 (日本なし・直売)	露地 1.1ha 労働力 家族 2名 (主たる従事者1名) 雇用 1名	所得 760 万円 労働時間 3,289 時間 家族労働 2,640 時間 雇用労働 649 時間	[資本装備] ・トラクター 25ps 1 ・ロータリーカッター 1.6m ・トレンチャー 5~8ps ・ブロードキャスター 1 ・マニュアルレタダー 1 ・深耕ロータリー 25ps ・スピードスプレーヤー 600L 1 ・果樹棚 110a ・多目的防災網 110a ・モア 7ps 1 ・トラレー 1t 1 ・選果機 ・収穫台車 ・作業舎、直売所 ・開葯器 [技術内容] ・計画的改植と早期成園化 ・早期摘蕾、花芽摘除、摘蕾、摘花、人工受粉 ・土壌改良と地力向上 ・省力的樹形 ・適正な新梢管理	・生産管理 ・販売管理 ・雇用管理 ・パソコンによる経営管理	・休日制の導入 ・月給制の導入 ・家族経営協定の締結
【算定根拠】					
農業粗収入 1,455 万円 — 農業経営費 695 万円 = 農業所得 760 万円					
1 品目	日本なし(露地栽培)		5 単位規模当たりの労働時間	299 時間/10a うち家族 240 時間/10a 雇用 59 時間/10a	
2 生産量	幸水(75a) 13,500 kg 1,800kg/10a 豊水(35a) 7,700 kg 2,200kg/10a		6 総労働時間	3,289 時間	
3 単価	直売 幸水 700 円/kg 豊水 650 円/kg		7 時間当たりの雇用労賃	1,100 円	
4 所得率	52%				

【個別経営体】（家族経営）

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様																																														
施設花き 専作 シクラメン 他	ハウス 3,000 m ² 労働力 家族 3名 (主たる従事者 1名) 雇用 1名	所得 756 万円 労働時間 5,580 時間 家族労働 4,690 時間 雇用労働 890 時間	[資本装備] ・ハウス 3,000 m ² (二層カーテン) ・ローリングベンチ 一式 ・暖房機 一式 ・自動かん水装置 一式 ・液肥混入機 1 台 ・自動式防除機 1 台 ・土壌混合機 1 台 ・管理舎、倉庫 ・出荷準備室 [技術内容] ・リアルタイム分析による 施肥管理 ・品種に応じた栽培 管理 ・生産性及び耐病性 の高い品種の採用 ・商品化率の向上 ・作業の省力化、標 準化	・管理日誌の記帳 活用 ・パソコンなどの 活用による経営 管理 ・計画生産 (施設利 用の計画化) ・契約生産の拡大	・休日制の導入 ・月給制の導入 ・常雇パートの導 入 ・休憩室の充実 ・家族経営協定の 締結																																														
【算定根拠】 <table><tr><td>農業粗収入</td><td>—</td><td>農業経営費</td><td>=</td><td>農業所得</td></tr><tr><td>2,772 万円</td><td></td><td>2,016 万円</td><td></td><td>756 万円</td></tr></table> <table><tr><td>1 品目 (規模)</td><td></td><td>4 所得率</td><td></td></tr><tr><td>シクラメン</td><td>3,000 m²</td><td>シクラメン</td><td>26%</td></tr><tr><td>その他 (ビニル等の苗物)</td><td>3,000 m²</td><td>その他 (ビニル等の苗物)</td><td>29%</td></tr></table><table><tr><td>2 生産量</td><td>1,000 m²当たり</td><td>5 単位規模当たりの労働時間</td><td></td></tr><tr><td>シクラメン</td><td>10,500 鉢</td><td>シクラメン</td><td>1,160 時間/10a</td></tr><tr><td>その他 (ビニル等の苗物)</td><td>57,000 鉢</td><td>その他</td><td>700 時間/10a</td></tr></table><table><tr><td>3 単価</td><td></td><td>6 時間当たりの雇用労賃</td><td></td></tr><tr><td>シクラメン</td><td>500 円/鉢</td><td>1,100 円</td><td></td></tr><tr><td>その他 (ビニル等の苗物)</td><td>70 円/鉢</td><td></td><td></td></tr></table>						農業粗収入	—	農業経営費	=	農業所得	2,772 万円		2,016 万円		756 万円	1 品目 (規模)		4 所得率		シクラメン	3,000 m ²	シクラメン	26%	その他 (ビニル等の苗物)	3,000 m ²	その他 (ビニル等の苗物)	29%	2 生産量	1,000 m ² 当たり	5 単位規模当たりの労働時間		シクラメン	10,500 鉢	シクラメン	1,160 時間/10a	その他 (ビニル等の苗物)	57,000 鉢	その他	700 時間/10a	3 単価		6 時間当たりの雇用労賃		シクラメン	500 円/鉢	1,100 円		その他 (ビニル等の苗物)	70 円/鉢		
農業粗収入	—	農業経営費	=	農業所得																																															
2,772 万円		2,016 万円		756 万円																																															
1 品目 (規模)		4 所得率																																																	
シクラメン	3,000 m ²	シクラメン	26%																																																
その他 (ビニル等の苗物)	3,000 m ²	その他 (ビニル等の苗物)	29%																																																
2 生産量	1,000 m ² 当たり	5 単位規模当たりの労働時間																																																	
シクラメン	10,500 鉢	シクラメン	1,160 時間/10a																																																
その他 (ビニル等の苗物)	57,000 鉢	その他	700 時間/10a																																																
3 単価		6 時間当たりの雇用労賃																																																	
シクラメン	500 円/鉢	1,100 円																																																	
その他 (ビニル等の苗物)	70 円/鉢																																																		

【個別経営体】（家族経営）

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
酪農	乳牛 経産牛 35 頭 未経産牛 12 頭 飼料畑 5ha 自作地 3ha 借入地 2ha 労働力 家族 2 名 (主たる従事者 1 名) 雇用 2 名	所得 750 万円 労働時間 4,515 時間 家族労働 3,793 時間 雇用労働 722 時間	[資本装備] ・トラクター (一部共同) 45・80ps ・ロータリー、プラウマニユアス ・プレッダー(共同) ・コーンハーベスタ(共同) ・モアコン(共同)、ロールバ ・ラー式(共同) ・ダンプ 2t 1 ・バキュームカー 2t 1 ・TMR ミキサー 1 ・コンプレットフィッター 1 ・堆肥舎 1,000 m ² (共同) ・尿処理施設 ・牛舎 500 m ² ・育成舎 ・飼料庫・サイロ ・細霧装置 一式 ・扇風機 一式 ・バルククーラー 1 台 ・パイプラインミルカー一式 [技術内容] ・つなぎパイプラインミル カー方式又はフリース トールパーラー方式 ・TMR 方式採用 ・牛群検定の利用 ・発酵飼料の活用 ・性判別精液、受精卵の活用 ・カウコンフォートの採用 ・稲 WCS、飼料用 米利用 ・暑熱対策技術	・自給飼料生産機 械の共同利用 ・自給飼料生産基 盤の団地化及び 水田利活用 ・飼養衛生管理基 準の遵守 ・パソコンなどを 活用した経営、労 務管理 ・作業の外部化 (預託牧場、コント ラクター、TMR センタ ー) ・耕畜連携等によ る稲 WCS、飼料用 米、堆肥利用の促 進	・休日制の導入 ・月給制の導入 ・ヘルパーの活用 ・各種保険加入 ・コントラクター等利用に よる作業の外部 化 ・家族経営協定の 締結

【算定根拠】

農業粗収入 (生乳粗収益+副産物粗収益)	—	農業経営費	=	農業所得
3,750 万円 (3,511 万円+239 万円)		3,000 万円		750 万円

1 品目	酪農専業(乳牛)	6 単位規模当たりの労働時間
2 規模	経産牛 35 頭 未経産牛 12 頭	129 時間/年 (経産牛 1 頭当たり)
3 生産量	経産牛 1 頭当たり 年間乳量 8,800kg	7 時間当たりの雇用労賃 1,332 円
4 単価	114 円/kg	8 借入地面積 2ha
5 所得率	20%	9 10a 当り地代 11,000 円

【個別経営体】（家族経営）

営農類型	規模	所得及び 労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
採卵養鶏	採卵鶏 9,500 羽 経営面積 0.5ha 労働力 家族 4 人 (主たる従事者 1 名)	所得 755 万円 労働時間 7,600 時間 家族労働 7,600 時間	[資本装備] ・成鶏舎 ・鶏糞処理施設 ・倉庫 ・飼料タンク 2 基 ・自動給餌機 一式 ・自動除糞機 一式 ・トラック 2t 1 台 ・バケットローダー 1 台 [技術内容] ・効率的なワチネーション ・効率的な飼料給与 ・効率的な糞処理	・簿記管理改善 ・堆肥化耕畜連携の協同化 ・防疫対策の徹底	・休日制の導入 ・月給制の導入 ・各種保険加入 ・地産地消の推進 ・家族経営協定の締結

【算定根拠】

農業粗収入	－	農業経営費	=	農業所得
4,446 万円		3,691 万円		755 万円

- | | | | | |
|---|-----|--------------------|---|-----------------------|
| 1 | 品目 | 養鶏 | 6 | 単位規模当たりの労働時間 |
| 2 | 規模 | 採卵鶏 9,500 羽 | | 採卵鶏 80 時間/年（100 羽当たり） |
| 3 | 生産量 | 成鶏 1 羽年間産卵量 18.0kg | 7 | 販売方法 |
| 4 | 単価 | 260 円/kg | | 直売等の比重 8 割以上 |
| 5 | 所得率 | 17.0% | | |

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1で示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

【個別経営体】（家族経営）

営農類型	規模	所得及び 労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
施設野菜 トマト （半促成） ＋ キュウリ （抑制） 露地野菜 ばれいしょ ＋ さつまいも ＋ 落花生	ハウス 1,000 m ² 畑 80 a (借入地 80a) 労働力 家族 2 名 (主たる従事 者 1 名)	所得 271 万円 労働時間 2,994 時間	[資本装備] ・ハウス ・トラクター ・動噴 ・管理機 ・軽トラック ・作業舎 ・井戸 ・イモ類収穫機 ・イモ類洗浄機 [技術内容] ・土壌分析による施 肥管理 ・品種に応じた栽培 管理 ・防虫網の活用 ・生産性及び耐病性 の高い品種の採用	・農作業日誌の記 帳活用 ・パソコンなどの 活用による経営 管理	・定期的な休日の 確保
【算定根拠】 農業粗収入 － 農業経営費 ＝ 農業所得 911 万円 640 万円 271 万円 1 品目（作型） 規模 生産量(10a) 3 単位規模当たりの労働時間 トマト（半促成） 10a 8,000kg トマト（半促成） 1,248 時間/10a きゅうり（抑制） 10a 8,000kg きゅうり（抑制） 1,049 時間/10a ばれいしょ 30a 3,250kg ばれいしょ 85 時間/10a さつまいも 20a 2,800kg さつまいも 131 時間/10a 落花生 30a 342kg 落花生 60 時間/10a 2 単価、所得率 4 10a 当り地代 11,000 円/10a トマト（半促成） 249 円/kg 30% 10a 当り地代 11,000 円/10a きゅうり（抑制） 500 円/kg 27% 10a 当り地代 11,000 円/10a ばれいしょ 110 円/kg 12% 10a 当り地代 11,000 円/10a さつまいも 220 円/kg 34% 10a 当り地代 11,000 円/10a 落花生 800 円/kg 60% 10a 当り地代 11,000 円/10a					

第4 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備、その他支援の実施に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

- 本市の特色である優れた品質の農畜産物を安定的に生産するとともに、魅力ある農村及び地域社会を維持し、本市農業が持続的に発展していくためには、生産性と収益性が高く、持続的な発展性を有する効率的かつ安定的な農業経営体を育成するとともに、地域をけん引する主要な担い手をはじめ、新規就農者などの次世代の農業を担う人材や中小・家族経営などの多様な経営体を含めて幅広く確保し育成していく必要がある。

このため、地域の主要な担い手に加えて、本基本構想第1の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な目標」に即して、法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者（以下、「認定農業者」という。）や法第14条の4の規定による青年等就農計画の認定を受けた農業者（以下、「認定新規就農者」という。）、集落営農等の担い手について、経営規模や家族・法人など経営形態の別にかかわらず育成し、主体性と相違工夫を発揮した経営を展開できるよう重点的に支援を行う。

特に、地域の将来の農業を担うため規模拡大に意欲的な経営体に対しては、農地の集積・集約を図り、効率的に生産を行うための設備投資や労働力確保の取組に対し、強力な支援を行う。

また、次世代の農業を担う人材を確保するため、新たに就農（農業経営の開始または農業への就業）をしようとする青年等について、市内で安心して就農し定着することが出来るよう、相談への対応、情報提供、農業技術や経営方法等の指導、就農資金の活用促進や定着に向けてのサポート等、関係機関と連携して一貫した支援を実施する。

- 中小・家族経営、兼業農家などの多様な経営体について、地域社会の維持の面でも担い手とともに重要な役割を果たしている実態を踏まえ、地域資源の適切な維持管理を図るための支援を実施するとともに、定年後に就農しようとするものやマルチワークの一つとして農業を選択する者など多様な形で農業に関わる者についても、地域農業の活性化や地域社会の維持の面で重要な役割を果たすことが期待されることから、相談対応や情報提供、営農指導等のサポートを行う。
- 生産現場の人手不足や生産性向上等の課題に対応し、担い手や多様な経営体による農業生産を下支えする観点から、農作業請負による労力補完やスマート農業技術等を活用して省力的に農作業を行う、農業支援サービス事業体による農作業の受委託を促進する。

2 市が主体的に行う取組

- 市は、新たに就農しようとする者や農業を担う者を幅広く確保するため、農業の魅力、市の受入体制等について、ホームページ等を活用して積極的に情報発信を行う。
また、新たに農業経営を営もうとする青年等が円滑に経営を開始し、将来的に効率的かつ安定的な農業経営へ発展できるよう、地域の農業者との意見交換会の開催等に加え、必要な支援を集中的に措置する青年等就農計画制度の普及及び国等の支援の活用を働きかけ、就農前後の資金交付や農業機械・施設等の導入支援を図る。
- 認定農業者が経営改善計画を達成できるよう、また、認定新規就農者が円滑に認定農業者へ移行できるよう、県農業事務所等と連携し支援・指導を行う。
- 規模拡大や生産力の向上、省力化を図る経営体に対し、補助事業や農業制度資金の活用を促進し、農業施設や機械等の設備整備を支援する。また、法人化を目指す経営体についても支援を行う。
- 集落機能を支える小規模経営の農業者が農業を継続できるよう、地域ぐるみでの効率的な営農につながる集落営農組織などの組織経営体の設立・育成を支援する。

3 関係機関の連携・役割分担の考え方

- 市は、県農業事務所及び千葉県農業者総合支援センター等の県が整備した農業経営・就農支援センターの体制に位置付けられた関係機関・団体との緊密な連携をとった支援体制を構築し、就農相談対応や人材確保に係る支援を行う。また、就農希望者の営農計画作成に対する支援を行う。また、担い手の育成に向けて、普及指導員による指導に加え、各種研修会等の実施や専門家派遣による個別支援などを行う。さらに、個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり・コミュニケーションづくりを行う。
- 市は、就農希望者等の受入について、関係機関と連携した体制を構築するとともに、生活・住居等に関する情報の提供、定着する上での相談対応等のサポートを行う。
- 市農業委員会は、農業委員や農地利用最適化推進委員と連携し、就農希望者への農地等の情報提供を行う。
- 農業協同組合は就農希望者等の作物ごとの営農技術等の指導を行うとともに、必要に応じて農業機械の貸与など必要なサポートを行う。

- （公社）千葉県園芸協会は就農希望者への雇用就農先の紹介・あっせん等を行う。
- （一社）千葉県農業会議、農地中間管理機構、市農業委員会は農業を担う者から農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- （株）日本政策金融公庫は、規模拡大・経営発展をしようとする農業者や経営を開始する認定新規就農者等からの相談に対応し、各種融資を活用した経営面でのアドバイスを行う。
- 千葉県、千葉県農山漁村発イノベーションセンター、(公財)千葉県産業振興センターは、6次産業化や販路拡大を目指す農業者からの相談等に対応し、中小企業向けの施策を活用した支援・サポートを行う。
- 収穫・出荷調整作業等の代行や人材供給などを行う農業支援サービス事業体の活用に関し、関係機関はサービス事業体に対して提供サービス内容（料金、対応区域等）に関する情報の提供を働き掛けるとともに、地域のサービス事業体に関する情報の収集及びサービス事業体による農作業の受委託の促進に努める。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

- 市は、区域内の就農受入組織（農業協同組合等）と連携し、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の生活や収入のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を整理し、県等に情報提供する。
- 市及び農業協同組合は経営の移譲を希望する農業者の情報について、積極的に把握するよう努め、千葉県等に情報提供するとともに、連携して円滑な継承ができるよう必要なサポートを行う。
- 千葉県は、就農希望者（農業経営の開始又は農業への就業を使用とする者）、就農を受け入れる法人等の農業者、その他の関係者から就農等に関する相談があった場合には、相談内容に応じて必要な情報を提供し、当該者の希望内容や相談の結果等に応じて積極的に研修先や就農先の市町村を調整し、市町村の担当者等に紹介する。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

本市農業の持続的な発展を目指す上で、農業生産の基盤である農用地をいかに保全・確保していくかは、重要な施策課題の一つである。

そのため、優良農地を集団的に保全するという方針の下に無秩序な土地利用を防止する一方で意欲と能力のある経営感覚に優れた担い手、すなわち効率的かつ安定的な農業経営を営む者（個別経営体・組織経営体）に農用地の利用集積を進めていくことが必要である。

目標年次における利用集積の目標は、次に掲げるとおりである。

区 分	農用地面積 (A)	利用集積の 目 標 面 積 (B)	目 標 シ ェ ア (B/A×100)
	ha	ha	%
水 田	2 0 4 . 0	1 4 2 . 8	7 0 . 0
畑	4 4 1 . 0	2 4 4 . 2	5 5 . 3 7
合 計	6 4 5 . 0	3 8 7 . 0	6 0 . 0

注1) 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標には、基幹的作業（水稻については耕起・代かき・田植え・収穫、その他作物については耕起・播種・収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託面積を含む。

注2) 目標年次は、おおむね10年後とする。

注3) 現状（令和3年度末）の農用地利用集積面積については、74.7ha（水田35.9ha、畑38.8ha）、担い手への農地利用集積率は25%（水田15.8%、畑54.8%）である。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

本市においては、農業従事者の高齢化と後継者不足により、農地面積の減少や不耕作地が拡大している状況にある。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

- 市、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集積化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速させる。
- 担い手不足地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農を図るエリアや有機農業の団地化を図るエリア等の設定を促進するとともに、省力栽培等の取組を進める。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

市は、千葉県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
- ② 利用権設定等促進事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項
- ⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

さらに、市は農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 第18条第1項の協議の場の設置方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

(1) 第18条第1項の協議の場の設置方法

①協議の場の開催時期

幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物である稲作の農繁期を除いて設定する。

②開催に係る情報提供の方法

開催に当たっては、市町村のホームページへの掲載等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

③参加者

農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の支部員、土地改良区、千葉県、その他の関係者とする。

④協議すべき事項

協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるよう調整を行う。

⑤相談窓口の設置

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を市産業振興課に設置する。

(2) 第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(3) その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

本市は、地域計画の策定に当たって、千葉県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（エ）までに掲げる要件のすべて（農地所

有適格法人にあつては、(ア) 及び (エ) に掲げる要件すべて) を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効果的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア) から(ウ) までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用できると認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用賃借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア) 及び(イ) に掲げる要件(農地所有適格法人にあつては、(ア) に掲げる要件)のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは法第7条に規定する農地中間管理機構の特例事業を行う農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 利用権の設定を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事す

ると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）（以下、「政令」という。）第3条で定める者を除く。）は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア その者が耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ 市への確約書の提出や市との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

（2）利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分及び株式の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分及び株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

（3）開発を伴う場合の措置

① 市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等

を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下、「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

- ② 市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

（4）農用地利用集積計画の策定期間

- ① 市は、（5）の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用者の存続機関（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

（5）要請及び申出

- ① 市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、

利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②から③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 市は、(5)の②から③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、市は農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 市は、農用地利用計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営状況、利用権の設定等を行う土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等（（１）の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては、農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有者の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が（１）の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項
- ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
- イ その者が、毎事業年度の終了後３月以内に、農地法第６条の２で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について農業委員会に報告しなければならない旨
- ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項
- （ア）農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
- （イ）原状回復の費用の負担者
- （ウ）原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
- （エ）貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払いの取決め
- （オ）その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得られていれば足りるものとする。

(9) 公告

市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち、(7)の①から⑥までに掲げる事項を市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、（９）の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた（１）の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア （９）の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた（１）の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち②のア及びイに係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

④ 市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

⑤ 農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の所有者に対しての当該農用地についての権利の設定のあっせん等（農地中間管理事業、農地中間管理機構の特例事業の実施）の働きかけ等を行う。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規定の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

- ② 農用地利用規定においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2) に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。

- ② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。

ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

エ (4) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

- ③ 市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示板への提示により公告する。

- ④ ①から③までの規程は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内

の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下、「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれることその他の政令で定める要件に該当するものに限る。以下、「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

- ② ①の規程により定める農用地利用規程においては、（４）の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

エ 農地中間管理事業の利用に関する事項

- ③ 市は、②に規程する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は、特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規程する事項が定められている農用地利用規程（以下、「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第１２条第１項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（７）農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体(以下、「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業委員会、農業事務所、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

(1) 農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

① 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

- ② 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ③ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るための農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- ④ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- ⑤ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- ⑥ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

また、地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の6（3）に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

（1）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組み

① 受け入れ環境の整備

千葉県農業者総合支援センターや、農業委員会、県農業事務所、農業協同組合などと連携しながら、就農相談会等を定期的に開催し、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、市内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受け入れを行う。

② 中期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

（2）新たな農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

① 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

市が主体となって農業教育機関や県農業事務所、農業委員、指導農業士、農業協同組合、農産物の生産組合等と連携・協力して、「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適正に行うことができる仕組みをつくる。

② 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために認定農業者との交流の機会を設ける。また、商工会等とも連携して、出荷のためのアドバイスをを行うなどして、生産物の販路の確保を支援する。

③ 経営力の向上に向けた支援

①に掲げる「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、関係機関との連携を図り、交流の促進、農業協同組合が運営する直売施設等への出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などの支援を実施する。

④ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、就農準備資金・経営開始資金、農地利用効率化等支援交付金等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農にむけた情報提供及び就農相談については、千葉県農業者総合支援センター等、技術や経営ノウハウの習得については農業教育機関等、就農後の営農指導等フォローアップについては県農業事務所、農業協同組合組織、市認定農業者や指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が分担しながら各種取組を進める。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業、農地中間管理事業を促進する事業、農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保を促進する事業等、その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業については、市の特性を踏まえ、地域の実情適した事業を主体とした重点的・効果的な実施を図る。

(1) 担い手の確保・育成に向けた総合的な取組

市では、認定農業者制度の普及促進や水田農業の経営安定、担い手の確保・育成及び荒廃農地の解消を図るため、市、農業委員会、農業協同組合等を構成員とする「四街道市地域農業再生協議会」を設立している。

これらの協議会と「千葉県農業再生協議会」等関係機関と連携し自主的かつ計画的に農業経営の改善に取り組もうとする農業者対し、農業経営改善計画の達成に向けた助言や適切な支援を行う。

また、多様な担い手が地域で活躍できるよう、経営の多角化や法人化等を支援するとともに、集落営農組織の育成や企業等の参入支援を行う。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に向けた取組

新規就農相談に対し、農業委員会と連携して対応を行う。市が策定する「地域計画」に新規就農者が農業を担う者として位置づけられるよう促すとともに、国の新規就農者育成総合対策や青年等就農資金の活用、また、県による農業経営体育成セミナーや個別指導等の周知等を行い、安定的な経営体への成長を促進する。

附則

- 1 この基本構想は、平成18年8月25日から施行する。

附則

- 1 この基本構想は、平成22年5月28日から施行する。

附則

- 1 この基本構想は、平成26年9月29日から施行する。

附則

- 1 この基本構想は、令和5年9月29日から施行する。

別紙1（第6の2の（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、旧法第18条第2項第2号に規定する土地（利用権の設定等（その者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会その他政令で定める者を除く。）である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受けた土地。以下、「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社等（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

- 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

- 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

- (2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

- 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第5号、7号若しくは8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

別紙２（第６の２（２）関係）

Ⅰ 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準
1. 存続期間は３年又は６年（農業者年金制度関連の場合は１０年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。 ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて３年又は６年とすることが相当でないと認められる場合には、３年又は６年と異なる存続期間とすることができる。 2. 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。 3. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が、当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。	1. 農地については農地法第５２条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。 2. 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。 3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。 4. 借賃を金銭以外の者で定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記１から３までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。

③借賃の支払方法	④有益費の償還
1. 借賃は毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。 2. 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。 3. 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払い等を履行するものとする。	1. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかなを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。 2. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増加額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき本市が認定した額をその費やした金額又は増加額とする旨を定めるものとする。

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準
I の①に同じ。	1. 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3. 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については I の②の 3 と同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準
I の①に同じ。	1. 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2. 1 の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。

③借賃の支払方法	④有益費の償還
I の③に同じ	I の④に同じ

⑤損益の決済方法	⑥有益費の償還
I の③に同じ。この場合において I の③の中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には受託者という。）と読み替えるものとする。	I の④に同じ

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価格に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者に指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。

③所有権の移転の時期
農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。